EU理事会、意匠保護に関する法律を近代化するための提案について欧州議会と暫定合意

2023 年 12 月 6 日
JETRO ﾃﾞｭｯｾﾙﾄﾞﾙﾌ事務所

EU 理事会（閣僚理事会）は、2023 年 12 月 5 日、共同体意匠規則を改正する規則及び意匠の法的保護に関する指令案に関して暫定合意に達した旨、プレスリリースにて公表した。本改正案は、2022 年 11 月 28 日に欧州委員会により提案され、2023 年 9 月 25 日に EU 理事会がその立場を採択したものである。

本プレスリリースの概要は以下のとおり。

（改正案について）

- 本改正は、工業意匠の保護を促進し、この分野の EU 法をデジタル及び 3D プリンティングの世界における課題に適応させることを目的として、20 年前の意匠法を更新するものである。
- 本暫定合意では、スペアパーツ市場の自由化、EU 意匠の登録及び更新に必要な手数料の設定、文化遺産の意匠登録の防止、指令の移行期間と規則の見直し期間の設定などが行われる。
- 本日合意された指令案と規則案は、2002 年からの現行法を更新し、EU レベルでの意匠登録を容易にし、欧州と各国の手続きの調和を図るものである。また、自動車のような複雑な製品の修理に使用されるスペアパーツの意匠保護の例外に関する新たな規定を盛り込んだ「修理条項」も導入される。
- 本日、共同立法者の間での暫定合意は、指令の範囲を枠で囲み、「修理条項」の規則を明確にし、意匠登録の手数料を設定し、意匠保護指令の移行期間を調整するものである。

（修理条項）

- 修理条項は、複雑な製品（Complex Product）の交換部品で、元の外観を回復するために使用されるが、修理の目的に限られ、交換部品が元の部品と全く同じ外観である場合（例えば、破損したドアや、自動車の壊れたライトで、自動車の外観を元のようにするために交換する必要がある場合等）、意匠保護の対象から除外するものである。
- 修理条項は、スペアパーツ市場を自由化し、より入手しやすい修理用スペアパーツを EU 全域の消費者が入手できるようにすることを目的としている。これにより、消費者は 10 年間で 3 億 4,000 万～5 億 4,400 万ユーロの節約をすることができる。
- 本日合意された改定案は、消費者、意匠権者、交換部品業界の利益のバランスを保つものである。本暫定合意は、意匠の法的保護に関する指令に「修理条項」を追加し（以前は意匠に関する規則にのみ含まれていた）、そして、欧州の意匠制度（規則）と各

国の意匠制度（指令）との整合性を保つ。本暫定合意では、修理条項の調和された移行期間を 8 年間として定めている。

（手数料とオフィスサービス）

・　国内意匠保護制度と EU 意匠保護制度の共存を確保するため、本暫定合意では、EU 全域の意匠保護の対象地域がより広いことを反映し、国内意匠保護の手数料と比較して、EU 全域での意匠保護の手数料を高額となるように引き上げる。
・　知財庁は、意匠権の有効期限が近づいた場合、デザイナーに警告する義務を負う。

（文化遺産）

・　本暫定合意は、国家的関心のある文化遺産的要素（例えば、ある地域の伝統的衣装）を私的意匠として保護することを禁じている。この保護禁止の限界を明確にするため、共同立法者は UNESCO の「文化遺産」の定義を用いることに合意した。

＜移行期間＞

・　最後に、共同立法者は、加盟国が意匠の法的保護に関する指令の移行のために必要な措置を講じる期間を 36 ヶ月とすることに合意した。
・　EU の意匠に関する規則は、発効後、EU 全域に適用される。

過去に撤回されたこともある「修理条項」の導入は、本暫定合意によりほぼ確定した。今後、EU 理事会と欧州議会とで承認と正式な採択が行われる見込みであり、指令が発効した後は、36 カ月以内に EU 加盟国が指令に対応して国内法を整備することになる。修理条項については、本指令の発効時に、加盟国にてスペアパーツの意匠保護を提供している場合は、指令が発効してから 8 年以内は、指令発効前に出願された意匠について保護を提供しつづけるものとされている。

修理条項の対象として、「元の外観を回復するために使用されるが、修理の目的に限られ、交換部品が元の部品と全く同じ外観である場合」という限定はなされつつも、「複雑な製品（Complex Product）の交換部品」としている点で、対象が一見不明確に見える。そのため、例として挙げられている自動車部品以外にどのような部品に及ぶのか、今後確定する指令の内容及びその後、その指令が各国の国内法においてどのように反映されるのかについては、注視する必要がある。

－　EU 理事会のプレスリリース等は、以下参照　－

（プレスリリース）

Council and Parliament strike provisional deal on design protection package

－　知的財産に関する行動計画についての欧州知的財産ニュースは、以下参照　－

- EU 理事会、意匠保護に関する法律を近代化するための提案に対する立場を採択（2023 年 10 月 9 日）（PDF）
- 欧州委員会、補充的保護証明書に関する規則案を発表（2023 年 5 月 4 日）（PDF）
- 欧州委員会、欧州全体の強制実施権の付与に関する規則案を発表（2023 年 5 月 3 日）（PDF）
- 欧州委員会、標準必須特許など知的財産に関する一連の規則案を発表（2023 年 4 月 27 日）（PDF）
- 欧州委員会、知的財産権の強制実施権に関する報告書を公表（2023 年 2 月 13 日）（PDF）
- 欧州委員会、意匠保護に関する法律を近代化するための提案を採択（2022 年 12 月 16 日）（PDF）
- 欧州委員会、特許の強制実施権の枠組みについての意見募集を開始（2022 年 4 月 5 日）（PDF）
- 欧州委員会、標準必須特許（SEP）に関するパブリック・コンサルテーションを開始（2022 年 2 月 15 日）（PDF）
- 欧州委員会、意匠の保護及び EU 全体での非農産品の地理的表示の保護に関するパブリック・コンサルテーションのサマリーレポートを公表（2021 年 10 月 27 日）（PDF）
- 欧州委員会、意匠の保護及び EU 全体での非農産品の地理的表示の保護に関するパブリック・コンサルテーションを開始（2021 年 5 月 4 日）（PDF）
- 欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表（2020 年 11 月 25 日）（PDF）
- 欧州委員会、知的財産行動計画策定に向けた意見募集を開始（2020 年 7 月 14 日）（PDF）
- 欧州委員会、意匠制度に関するコンサルテーションを開始（2018 年 12 月 20 日）（PDF）

（以上）